

令和7年度第7回
杉並区農業委員会 総会

令和7年10月23日（木）

1. 開催日時 令和7年10月23日(木) 15時30分から17時

2. 開催場所 杉並区産業振興センター会議室

3. 出席委員(12人)

| | | | | | |
|--------|-----|-------|-----|-------|--|
| 会長 | 13番 | 秦 孝良 | | | |
| 会長職務代理 | 5番 | 飯田 幸弘 | | | |
| 委員 | 1番 | 細淵 玉美 | 8番 | 篠 清孝 | |
| | 2番 | 蓮見 紳次 | 9番 | 井口 源成 | |
| | 3番 | 原 修吉 | 10番 | 井口 明 | |
| | 4番 | 野田 一郎 | 11番 | 田原 良規 | |
| | 6番 | 原田 映史 | 12番 | 鈴木 宗孝 | |

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 石野 哲夫

事務局次長 瀬端 一哉

事務局書記 齊藤 慧

山口 育生

櫻井 優奈

河地 晃祐

5. 議事日程

【協議事項】

- 1 杉並ふれあい農業推進絵画コンクール審査
- 2 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 4 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
- 5 杉並区企業的先進農家表彰候補者の決定について
- 6 第52回農業委員会等功労者及び令和7年度農業功労者表彰事業について

【報告事項】

- 1 農地法第4条・第5条届出書受理の専決処理について
- 2 その他

6. 議事

- 事務局長 それでは、令和7年度第7回農業委員会総会を開始いたします。
本日は、協議事項6件、報告事項がその他含めて2件ございます。議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。
本日の署名委員は鈴木委員と細淵委員になります。
よろしくお願いいたします。
では、協議事項に入ります。
議事進行を議長にお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。
- 議長 では、協議事項に入ります。
1番、杉並ふれあい農業推進絵画コンクールの審査について、事務局から説明を
お願いいたします。
- 事務局長 （絵画コンクールの審査を依頼。1人3票で、得票数の多い順に賞を付ける旨
説明）
（審査）（集計）
- 事務局長 （集計結果について発表）
- 鈴木委員 今回受賞に至らなかった子どもたちにも、農業を応援してくれたことに対する
感謝として、賞状を贈るのはいかがでしょうか。
- 事務局長 参加賞のようなものを贈るということで検討いたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは、発表のあった通り決定します。
続きまして、2番、引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、事務局
から説明をお願いいたします。
- 事務局長 それでは資料をご覧ください。相続税の納税猶予を適用されている方について
3年毎の確認、証明になります。今回は3件です。
（1件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明）
（協議）

- 議長 それでは、証明書を発行するということで決定いたします。
続いて、2件目、お願いいたします。
- 事務局長 （2件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明）
 （協議）
- 議長 それでは、証明書を発行するということで決定いたします。
続いて、3件目、お願いいたします。
- 事務局長 （3件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明）
 （協議）
- 議長 それでは、証明書を発行するということで決定いたします。
続きまして、3番、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局長 それでは資料をご覧ください。
 （申請年月日、相続開始日、被相続人の氏名、相続人の氏名・住所、該当生産
 緑地の地番について説明）
 （協議）
- 議長 それでは、証明書を発行するということに決定いたします。
続きまして、4番、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局長 それでは資料をご覧ください。
 （申請年月日、申請者名、住所、買取り申出事由、買取り申出事由発生日、該
 当生産緑地の地番・面積、また、担当委員より現地の様子について説明）
 （協議）
- 議長 それでは、証明書を発行するということで決定いたします。
続きまして、5番、杉並区企業的先進農家表彰候補者の決定について、事務局
 から説明をお願いいたします。
- 事務局長 （J Aへ該当者の照会を行ったところ、2名の農業者の推薦があったこと、ま
 た、後継者奨励表彰については該当者なしとの回答があったことを説明）
- 議長 只今、ご説明があった方々を推薦するということでよろしいでしょうか。
 （協議）
- 議長 それでは、この方々を推薦するということで決定いたします。

○細淵委員 1点よろしいでしょうか。後継者奨励表彰に関して、35歳以上という表彰基準を満たすことができない後継者がいます。東京都の後継者顕彰のように最低年齢を定めないというような、表彰基準の改正をご検討いただきたい。

○事務局長 承知いたしました。いただきました意見を踏まえて検討いたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、6番、第52回農業委員会等功労者及び令和7年度農業功労者表彰事業について、事務局から説明をお願いいたします。

(表彰事業の概要及び表彰基準該当者について説明)

○議長 只今、ご説明があった方々を推薦するということでよろしいでしょうか。

(協議)

○議長 それでは、この方々を推薦するということで決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

1番、農地法第4条・第5条届出書受理の専決処理について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 (「農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」10件について、届出年月日、譲受人、譲渡人を報告、土地の所在地、また、担当委員より現地の様子について説明)

○議長 ありがとうございます。それでは、報告のとおりご了承願います。

続きまして、2番、その他の報告事項について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 では、その他報告事項を2点説明いたします。

1点目、会長研究集会についてのご報告です。10月9日、10日に飯田職務代理と事務局長で農業委員会会長研修集会に行っていました。場所は兵庫県神戸市になります。特徴的だった制度を抜粋して説明いたします。ネクストファーマー制度という制度がございまして、これは、約100時間程度農業の研修を受けることで、1,000平米未満の農地を市が貸しているというものになります。研修機関として、市内農家の方に協力いただいて、13機関を設置しているそうです。令和3年から始まった制度で、研修を修了しているのが176人、そのうちこのネクストファーマー制度に登録したのが139人。令和3年度からの3年間で5人の新規就農者が生まれているとのことでした。

また、化学肥料の使用を通常よりも減らし、下水から回収したリンを配合した肥料や堆肥などを利用して栽培された神戸産農産物を、ブランド化していました。

視察に伺った農園は、サンゴや炭を使った独特な肥料を使った独自の有機農法でオーガニック野菜を栽培しており、炭育ちというブランドで農業経営をしておりました。

2点目、農地利用状況調査の評価・指導についてご報告になります。

(令和7年度第6回総会で協議を行った事項について、対応状況のご報告)

こちらからは以上になります。

○議長

ありがとうございました。それでは、次回の日程は11月26日、水曜日、15時30分から農業委員会総会を予定しております。

以上をもちまして、第7回総会を閉会いたします。ありがとうございました。